

光熱水費私用料金徴収事務の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>柏原警察署</p>	<p>1 事業者が署内に設置した自動販売機の電気代については、警察署が署内全体の電気代を一括して電力会社に支払い、その後子メーターにより計測された自動販売機使用分電気代を事業者から、府の歳入として収納している。</p> <p>平成24年11月収納分の電気代は、以下のとおり、指定金融機関等への払込書を作成する際、金額を誤って360円多く記入し、当該誤った金額で払い込んでいた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年11月20日：自動販売機電気代の金額が3,159円であることを、起案・決裁した。</li> <li>平成24年11月21日：自動販売機設置業者から現金を受領の上、領収証書(3,159円)を発行し、この現金のみ単独の袋に入れて金庫に保管した。</li> <li>平成24年11月22日：事業者から受領した現金を府の歳入として、指定金融機関へ払い込む際、3,519円と誤記した払込書を作成し、金庫に保管している現金と払込書を持って指定金融機関に出向き、現金(3,519円)を払い込んだ。</li> <li>平成24年11月22日：帰署後、署長・副署長に金融機関の領収印が押された当該払込書を供覧・決裁した。</li> </ul> <p>2 本件には、次のとおり不自然な点が存在する。</p> <p>(1) 正しい金額(3,159円)で領収書を発行し、事業者から現金を受領しているにもかかわらず、金融機関には3,519円を払い込んでおり、その差額分現金(360円)の出所が明らかでない。</p> <p>(2) 現金の受払については、現金出納簿に記帳することになっている。現金出納簿を確認したところ、平成24年11月21日に事業者からの受入額が3,159円と記帳され、一方、指定金融機関への払出額は同月22日に3,519円と記帳されているにもかかわらず、平成24年11月の合計額は、受入額、払出額ともに同額の40,265円と記帳されていた。</p> <p>現金出納簿への記帳・集計の際に本件の誤りに気付くべきところ、この段階でも誤りを発見・是正していない。</p> <p>その要因を事情聴取したところ、以下のとおりであった。</p>	<p>本件は大阪府財務規則第22条に違反していることから、原因究明を行い、本来の払い込むべき額と払い込まれた額の差額について適正に処理されたい。</p> <p>このような事態が発生したのは、担当者が領収書、払込書等及び現金の照合・確認を十分に行わず、また、起案・決裁によるチェックも十分ではなかったことに起因していると考えられる。</p> <p>(1) 当初の収入に係る起案・決裁は行っているものの、払込書作成については、起案・決裁が行われていなかった。</p> <p>(2) 現金払込後の払込書の供覧・決裁は、領収書等の関係書類を添付せず、払込書のみを供覧している。現金出納簿も誤っているのに、有効にチェックが行われる仕組みになっていなかった。</p> <p>現金を扱う重要性に鑑みて、担当者のみならず、関係者・決裁者も含めて会計事務の基本に立ち返り、確認とチェックを十二分に行うとともに、誤りを発見した場合には、直ちに是正・改善措置が行われるようにするなど、管理監督者以下、組織を上げて、事務処理・チェック体制の改善を図られたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】(抜粋) (歳入の調定)</p> <p>第22条 歳入徴収者は、歳入を調定しようとするときは、年度、会計、科目、所属、金額、納期限、納入義務者等を誤っていないか、その他法令又は契約に違反する事実がないかを調査の上調定伺書(様式第20号)を作成し、これを決定しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、令第154条第2項の規定による納入の通知を必要としない歳入及び同条第3項ただし書の規定により口頭、掲示その他の方法によって納入の通知をする歳入について、あらかじめ調定するものを除き、納入義務者が当該歳入を納付した場合においては、別に定める方法により調定を行うものとする。</p> </div>	<p>本来の払い込むべき額と払い込まれた額の差額(360円)については、原因究明を行い適正に処理すべく、部内関係者、自動販売機設置業者等に対し、徹底した聞き取り調査を実施した。</p> <p>その結果、本来の返還すべき者を特定するに至り、本年7月、自動販売機設置業者の担当者へ返還した。</p> <p>本件発生の大きな要因となった、現金受領時、現金出納簿記帳時及び金融機関払込時等の確認不備については、担当者及び幹部の複数人によるチェック体制を強化し、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>また、現金を取り扱う重要性に鑑み、本業務の事務処理について、担当者・決裁関係者等に深く理解させるとともに、適正な事務処理の徹底を図ることとした。</p> <p>なお、本件を踏まえ、本部主担課長から府警全所属長に対し、平成26年3月と同年4月の2回にわたり、光熱水費私用料金徴収事務の重要性と、本件不備内容について周知・徹底を図り、組織を上げて再発防止に努めることとした。</p>

- 担当者（起案者）  
払込書・領収書を作成する際、収入伺や現金との照合を怠った。  
実際の現金については、どうであったか覚えていない。
- 決裁者  
払込書を決裁する際、収入伺及び業者への領収証書と照合しなかった。

行政財産使用許可した食堂で使用する水道代については、毎月メーターを担当者が検針し、料金を算定して徴収している。  
しかしながら、当署においては、平成24年4・8月分について、検針を行ったものの、担当者が収入伺の起案を失念したため、徴収していなかった。

	未徴収金額
4月分	15,458円
8月分	16,676円
合計	32,134円

その要因を事情聴取したところ、以下のとおりであった。

- 関係者・決裁者  
決裁時に内容のチェックは行っているが、起案漏れについては、把握できていなかった。

大阪府財務規則第22条に違反していることから、未徴収となっている水道代を早急に徴収されたい。  
今後、起案者のみならず、関係者・決裁者も含めて光熱水費私用料金徴収事務手続について理解を深めるとともに、徴収事務にかかるチェック体制の強化を図られたい。

【大阪府財務規則】（抜粋）  
（歳入の調定）  
第22条 歳入徴収者は、歳入を調定しようとするときは、年度、会計、科目、所属、金額、納期限、納入義務者等を誤っていないか、その他法令又は契約に違反する事実がないかを調査の上調定伺書（様式第20号）を作成し、これを決定しなければならない。  
2 前項の規定にかかわらず、令第154条第2項の規定による納入の通知を必要としない歳入及び同条第3項ただし書の規定により口頭、掲示その他の方法によって納入の通知をする歳入について、あらかじめ調定するものを除き、納入義務者が当該歳入を納付した場合においては、別に定める方法により調定を行うものとする。

未徴収となっていた水道代については、監査終了後早急に手続を進め、本年3月に徴収手続きを完了した。

本業務の事務処理について、担当者・決裁関与者等に深く理解させるとともに、適正な事務処理の徹底を図ることとした。

また、再発防止の徹底のため、「私用料金振込等状況表」を作成し、警察署内で情報共有を図るとともに、徴収事務担当者及び幹部において随時確認することにより、チェック体制の強化を図った。